



29 逗 個 情 運 発 第 4 号
2017 年（平成 29 年）3 月 15 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営
会 長 立 川 丈



空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の
目的外利用について（答申）

2017 年（平成 29 年）2 月 28 日付け、諮問第 2 号「空家等対策の推進に関する特別措置法の運用に係る個人情報の目的外利用について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく個人情報の目的外利用につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

なお、本諮問については、空家等の適正管理に関する指導等を行うにあたり、所有者等を特定し、現実に連絡を取る上で必要な最小限の情報を利用するものであること、また、収集先である福祉部介護保険課に関しては、収集先の変更ではなく、目的外利用する個人情報の内容の変更であることを踏まえ、答申するものです。

以上